

○金井手業料賃介 整骨院・接骨院のかかり方

整骨院・接骨院で受ける柔道整復師による施術で、組合員証を使用できる(保険適用となる)のは、一定の条件を満たす場合に限られています。

組合員証を使用できる場合(保険適用)

- 整骨院・接骨院で組合員証を使用できるのは、骨折・脱臼・打撲・捻挫(いわゆる肉ばなれも含む)の場合に限られています。なお、骨折及び脱臼については、緊急の場合を除き事前に医師の同意が必要です。

組合員証を使用できない場合(全額自己負担)

- 日常生活による疲れや肩こり等
- スポーツによる肉体疲労
- 慰安目的のマッサージ代わりの利用
- 病気(神経痛、リウマチ、五十肩、関節炎、ヘルニア等)からくる痛み・こり
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 症状の改善がみられない長期間の施術(治療が長引く場合は、必ず医師の診断を受けてください。)
- 仕事中に負傷した場合
- 事故で負傷した場合

! 整骨院・接骨院にかかる際の注意事項!

- 施術を受ける前に負傷原因(いつ・どこで・何をして・どんな症状があるか)を正しくお伝えください。
- 柔道整復施術療養費支給申請書の受取代理人欄に署名する際は、記載内容(負傷原因や日数、金額)に誤りがないことをご確認ください。
- 領収書は必ず受け取り、支払った金額を確認後、保管してください。
(柔道整復師には領収書の交付が義務付けられています。)
- 同一の負傷で同時期に医療機関と重複してかかることはできません。
(重複した場合、柔道整復師の施術料は全額自己負担となります。)

施術内容の照会にご協力をおねがいします

平成28年4月より、柔道整復師にかかった組合員(または被扶養者)のご自宅へ「整骨院・接骨院での施術内容についてのご照会」の文書を送付させていただくことがあります。この照会は、医療費適正化への取組みの一環として、柔道整復施術療養費支給申請書の内容点検・審査の強化に伴う施術内容の確認を目的としています。ご理解とご協力をお願ひいたします。